

# 1. 獣医学における Aiの位置づけと役割

山田 一孝 麻布大学獣医学部獣医学科獣医放射線学教室

## 獣医療における Ai とは

獣医療での死因の解明は、これまで病理解剖のみによって行われてきた。動物の世界に「法獣医学」の概念は誕生したばかりであり、これまで費用と労力をかけてオートブシー・イメージング (以下、Ai) を行う必要性は、認識されてこなかった。

筆者は法律の専門家ではないが、刑法では、動物は「モノ」として扱われるため、他人が所有する動物を死なせてしまった場合には、刑法の器物損壊罪に問われる。しかし、これが過失であれば刑事罰に問われることはなく、民事上の賠償責任のみを負う。自分の動物を故意に死なせてしまった場合は動物愛護法、死なせてしまった対象が野生動物であれば鳥獣保護法と動物愛護法、撃ち殺したのであれば銃刀法と動物愛護法違反となる。動物の死について適用される法律の範囲は広い。

ハンターが馬を鹿と間違えて誤射したことが疑われる死体の死因の解明には、本来であれば「法獣医学」が出番となるのであろう。サラブレッドの育成馬は、優勝賞金を稼ぐかもしれないという期待値を込めて取り引きされるので、馬が死亡した時の生産農家の経済的損失は大きい (天皇賞で優勝したキタサンブラックは14億円も稼いでいる)。

また、特別天然記念物のコウノトリを、ハンターがサギと間違えて誤射してしまった死体も、もしも死因が不明であ

れば、「法獣医学」が取り扱う範囲となるはずである。射殺が故意であれば文化財保護法によって処罰されるのであるが、過失であった場合には、極端な話、謝罪すればすむ。たとえ天然記念物であっても、法律上の命の重さは、ヒトと動物ではかなり違うことがわかる。

これまで獣医療では、死因不明が問題になることがなかったため、死因の精査の一環にAiを組み込む必要性は議論されてこなかった。しかし将来、悪意のある動物傷害が増えてくれば、積極的なAiの利用が行われるかもしれない。

## 獣医療域での Ai の適用

### 1. 動物病院の小動物症例

懸命の治療にもかかわらず症例が死亡した場合に、臨床経過の確認と病理組織検査での確定診断を実施するために、獣医師から飼い主に解剖を依頼することがある。これは、獣医療での解剖で最も多いのであるが、飼い主から解剖の許可をいただくことは困難をきわめる。そこで、死体を傷つけないAiを利用して解剖の必要性を説明すれば、解剖に理解を示してくれる飼い主も増えるのではないかと。

### 2. 動物園の展示動物

動物園や水族館で展示されている動物は、経済的価値が高い。展示動物の多くは野生動物であるため、積極的な治療はできず、死亡してようやく動物に触れることができる場合が多い。死因を解

明することで、動物園の財産である展示動物の損耗を防ぐことも、動物園に勤務する獣医師の役割の一つである。

### 3. 警察から不審死動物の死因鑑定

筆者が勤務する麻布大学附属動物病院には、地域の警察から不審死動物の死因鑑定を依頼されることがある。公園に猫の死体が捨てられていたような場合に、この死体が動物愛護法違反に該当する動物の虐待死に関連するかを調べる目的である。動物虐待は、しばしば猟奇的殺人事件に発展する背景がある。昨今の異常な殺人事件の犯人は、動物虐待の前歴があることが多い (名古屋大学女子学生による殺人事件の犯人は、動物の解剖を趣味としていた。神戸連続児童殺傷事件の犯人も動物殺しの常習者であった)。そこで、事件性のある動物虐待を早期に摘発することは、猟奇的殺人事件を未然に防ぐことにもつながるのではないかと。法獣医学で、動物の不審死が事故か事件かの判断ができれば、社会秩序と治安の維持にも貢献するであろう。

### 4. 希少動物に対する非破壊検査<sup>1)</sup>

研究目的で、珍しい動物を解剖する前にAiを行うことがある。解剖してしまうと、四肢、体幹、臓器はバラバラになってしまい再現できないが、Aiによって生前の立体的構造を永久に保存しておくことができる。